

入手困難資料へのアクセスの容易化（法第 31 条第 3 項関係） に関する論点整理（たたき台）

令和 2 年 9 月 29 日

1. 現行制度及び課題

(1) 現行規定

平成 24 年改正により創設された著作権法（以下「法」という。）第 31 条第 3 項では、国立国会図書館においてデジタル化された「絶版等資料」（絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料をいう。以下同じ。）¹のデータを、国立国会図書館が他の図書館等（著作権法施行令第 1 条の 3 第 1 項に定める図書館等をいう。以下同じ。）に対してインターネット送信し、それを送信先の図書館等において館内での閲覧に供するとともに、一部分を複製して利用者に提供することが可能となっている。

このような権利制限規定が設けられているのは、絶版等資料については、(ア) 国民が市場等で入手・閲覧することが困難であるため、公的機関の責任において国民の情報アクセスを確保する必要性が高い一方で、(イ) 市場等で流通していない資料（マネタイズしていない資料）であれば、その送信等により権利者に大きな不利益を与えることも想定されないなどの理由によるものであると考えられる。

(2) 運用実態

法第 31 条第 3 項に基づく「図書館向けデジタル化資料送信サービス」として、令和 2 年 9 月時点で、約 149 万点の絶版等資料（図書・雑誌・博士論文等）が、国立国会図書館のデータベースを通じて、参加承認を受けた図書館（令和 2 年 9 月 1 日時点で、国内 1,207 館、海外 2 館）内の端末で閲覧できることとなっており、そのうち 1,087 館では、一部分の複写サービスも実施されている。閲覧数は年間約 30 万回、複写数は年間約 12 万回である。

送信対象資料や送信データの利用方法等については、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会）（平成 24 年 12 月 10 日国図電 1212041 号、改正平成 31 年 1 月 24 日国図電 1901151 号）において、将来の電子出版市場への影響や権利者の利益保護等にも配慮したルールが定められている。

¹ 用語・呼称の取扱いについては後述（P 3 の 3. (1) ①）。

<送信対象資料の範囲や除外手続等の概要>

- ① 送信対象資料（入手困難な資料）は、流通在庫がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とすること。オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は入手可能なものとして扱い、送信対象としないこと。
- ② まず「図書・雑誌・博士論文」を送信対象候補資料としつつ、その中でも、漫画、商業出版社に係る雑誌、出版されている博士論文等については、取扱いを留保又は除外すること。
- ③ 送信対象候補資料から実際の送信対象資料を絞り込むため、(i) 国立国会図書館による入手可能性調査、(ii) 事前除外手続、(iii) 事後除外手続（オプトアウト）の3段階の手続を行うこと。(ii) (iii) において、出版社等から除外申出があった場合、(ア) 市場で流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む。）、(イ) 著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合、(ウ) 著作者から送信利用の停止の要請があった場合、(エ) 出版者から、経済的利益以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）により送信利用の停止の要請があった場合のいずれかに該当する場合には、除外を行うこと。

(3) 課題・要望

現行制度上、絶版等資料のデータの送信先は図書館等に限定されているため、図書館等の館内での閲覧しかできず、各家庭等からインターネットを通じて閲覧することはできない。また、データを受信した図書館等において可能な行為が一部分の複製及び複製物の提供に限定されているため、図書館等から利用者に対してメールによりデータを送付することなどもできない。

このため、感染症対策等のために図書館等が休館している場合や、病気や障害等により図書館等まで足を運ぶことが困難な場合、そもそも近隣に図書館等が存在しない場合など、図書館等への物理的なアクセスができない場合には、絶版等資料へのアクセス自体が困難となるという課題がある。また、実態上、必ずしも全ての図書館等が国立国会図書館による参加承認を受けているわけではなく、参加承認を受けた図書館等においても利用できる端末数が限定的であるなどの課題もある。

これらを背景として、現に、国立国会図書館に対しては、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館等の休館を受け、デジタル化資料のインターネット公開等を求める要望が寄せられているとともに、身体障害で来館できない利用者等からも遠隔地からの資料へのアクセスについての要望が寄せられている。

また、「図書館休館対策プロジェクト」²からは、令和2年4月に実施した「図書館休館による研究への影響についての緊急アンケート」（対象者：広義の研究者及び学生）において、75.7%が国立国会図書館におけるデジタル化資料の公開範囲拡大を望むと回答するなど、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることへのニーズは極めて高い状況にあることが報告されている。

こうした状況を踏まえ、国立国会図書館のほか、日本図書館協会や国公立大学図書館協力委員会等からも、利用者が自宅等においても絶版等資料の閲覧等ができるよう制度改正を行うことを求める意見が出されている。

2. 対応の方向性（案）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うニーズの顕在化等を踏まえ、様々な事情により図書館等への物理的なアクセスができない場合にも絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料のデータを各家庭等にインターネット送信することを可能としてはどうか。

なお、平成24年の著作権法改正に当たっての文化審議会著作権分科会の議論³においても、最終的には各家庭等での閲覧を可能とすることが目標とされていたところ、今回の対応は、その流れにも沿ったものであると考えられる。

3. 論点整理（案）

下記（1）～（6）までについて、それぞれどのように考えるか。

（1）「絶版等資料」について

① 用語・呼称

「絶版等資料」は、法第31条第1項第3号において「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されている。「絶版」は、あくまで典型例を示す例示に過ぎず、絶版か否かに関わらず、現に「一般に入手することが困難」

² 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う図書館の休館等によって研究活動の実施が困難となっている研究者のために、図書館休館に伴う代替的支援施策を求めることを目的として、社会科学系の若手研究者を中心に設立された有志個人の集まり。詳細は以下のウェブサイト

(<https://closedlibrarycovid.wixsite.com/website>) を参照。

³ 文化審議会著作権分科会（第35回：平成24年1月26日）の資料3-1「平成23年度法制問題小委員会の審議の経過等について」別紙3において、「国立国会図書館のデジタル化資料の活用方策の第一段階として、まずは、送信サービスの送信先を公立図書館等に限定することにより、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図ることとし、各家庭等までの送信については、中長期的な課題としてその実現を目指すことが適当」とされていた。

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/35/index.html>)

と言えるかどうかによって、権利制限の対象となるかどうかが決まることとなる。このため、条文上「絶版」という用語が用いられていることで、権利制限の適用に当たって、対象となる資料が限定されるなどの実質的な問題が生じているわけではない。

ただし、「絶版」の意義が多義的であることに加え、最近では、紙の書籍が絶版になったとしても電子出版やオンデマンド出版等により流通が確保される例が多く、絶版であることが入手困難性を示す典型例と言いきれない状況になっている面があると考えられるところ、「絶版」という用語が強調されることで、権利制限の対象となる資料の範囲に関する誤解・混乱が生じることも想定される。

このため、ここでは、権利制限の対象となる資料を、便宜上「入手困難資料」と呼称することとしてはどうか。なお、法律上の定義まで改めるか否かについては、内容面の取扱いを踏まえて検討する必要がある（その内容・外延が現行と本質的に変わらない場合に、法律上の定義を改めることができるか否かについては、法制的観点からの検討が必要となる）。

② 内容・外延

(i) 現行規定の解釈・運用等

上記①に記載のとおり、現行規定上、絶版か否かではなく、現に「一般に入手することが困難」であるか否かが権利制限の対象範囲を画するメルクマールとなっている。

このため、(ア) 絶版であっても、電子出版やオンデマンド出版等により円滑な流通が確保されている場合には、権利制限の対象とはならないが、(イ) 絶版でなくても、流通在庫がなく、かつ、電子出版やオンデマンド出版等もされていないなどの場合には、権利制限の対象となり得る。また、(ウ) そもそも、絶版という概念自体が存在しない種類の資料や、最初から広く一般に流通させることを目的としていない資料（例：ごく小部数しか発行されない地域資料、郷土資料、行政資料等）についても、現に一般に入手することが困難であれば権利制限の対象となることに加え、(エ) 将来的に再版等の構想があるとしてもそれが現実化していない場合には、権利制限の対象となり得る。他方、(オ) 単に値段が高く経済的理由で購入が困難であることや、郵送等の手続のため入手までに一定の時間を要することなどをもって、権利制限の対象となるということはない。

この点、1.(2)①で記載した「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」における「送信対象資料」の内容は、基本的に、現行規定の意味するところを具体的に示したものであると考えられる⁴一方、1.(2)②③で記載した留保・除外については、法律の解釈というよりは、当事者間における運用上の配慮として、将来の電子出版市場の発展や権利者の利益に悪影響を与えないなどの観点から独自に定められたものであると考えられる。

⁴ 合意事項においては「(前略) 一般的に図書館等において購入が困難である資料」とされているが、法律上は、個々人にとって入手困難か否かが問題となるものと考えられる。

この合意事項を踏まえた今後の取扱いに関しては、図書館関係者から、現状よりも送信対象の範囲が縮小することには反対するとの意見や、安易に除外手続が行われぬようにする必要のある一方で運用の柔軟性を損なわないことに留意する必要があるとの意見が出されるとともに、出版社・権利者団体からは、各家庭等までの送信を可能とする場合には、現行の運用を維持・尊重又は更に厳格化すべきとの意見が出されている。

(ii) 対応方針

①送信先が図書館等から各家庭等に広がることに伴い、権利者の潜在的な市場（将来的な販売計画等）への影響が一定程度大きくなること、②今回の見直しの主眼が、図書館等への物理的なアクセスができない場合における入手困難資料へのアクセスを容易化すること（現状で図書館等では閲覧できる資料を、各家庭等からでも閲覧できるようにすること）にあることを踏まえると、少なくとも、各家庭等に送信する資料については、現行の運用よりも対象範囲を広げることについては慎重な検討が必要となるのではないかと。この点、法整備に当たっては、対象資料の範囲が過度に拡大することのないよう、法令において一定の担保を行うことも含め、検討を行う必要があるのではないかと。

他方、図書館等への送信の対象とする資料については、社会状況の変化や利用者のニーズ、権利者に与える影響等を踏まえつつ、現行の運用を厳格に維持するか否かについて別途検討を行う余地もあるのではないかと。

いずれにせよ、これらの点に係る具体的な運用の在り方については、上記（ア）～（オ）に記載した考え方をベースにしつつ、基本的には、送信サービスの実施主体である国立国会図書館と、資料の流通状況等を適確に判断できる立場にある出版社・権利者との間において、権利保護と利用円滑化のバランスを考慮の上で議論が行われるべきではないかと。ただし、本件は、国民全体の情報アクセスの確保や、出版社・権利者団体に属しない権利者全体の利益にも関わる重要な事柄であることから、今回の改正後における運用について議論する際には、関係府省や研究者・弁護士など、中立的な立場の第三者も参画することが望ましいのではないかと。

(中古本の市場との関係)

昨今、新刊本が入手できない場合でも、中古本がインターネット上で簡易に入手できるという場合も生じており、このことと「入手困難資料」の定義との関係が問題となること、以下の点を踏まえて、どのように取り扱うべきか。

(i) 当事者間の合意に基づく現行の運用においても、中古本の流通状況は考慮されていないこと（国立国会図書館から、仮に中古本が入手可能な場合を権利制限の対象から除外した場合、大半の資料が送信できなくなりサービスが低下するという強い懸念が示されている）

- (ii) 中古本の流通によって権利者に対価が還元されることはなく、権利者の利益保護の観点からの考慮は必ずしも求められないこと（権利制限を行う許容性が高いこと）。
- (iii) 中古本が容易に入手できる場合にも権利制限を行い、国立国会図書館が一括して送信を行う必要性が認められるかという点には一定の疑義もあること（権利制限を行う必要性が高いとは必ずしも言い切れないこと）

(※) この点、中古本については幅広いニーズに応え得る十分な分量が確保されていないことも多く、価格も流動的であるとともに、流通状況についての統一的・確実なチェックも困難であるという点で、新刊本の場合と同様の入手容易性が確保されているとは言い難い状況にあるという考えも成り立ち得る。

なお、仮に、法律上は権利制限の対象から除外されないと整理した場合でも、今回の改正後における運用の議論に当たって、中古本の市場との関係を考慮することまで妨げられるものではないということで良いか。

(2) 補償金の取扱い

① 前提

法第31条第3項に基づく図書館等への送信については、現状、補償金は課されていない。これは、(i) 市場等で流通していない資料（マネタイズしていない資料。いわゆるネバー・イン・コマースのものも相当程度含まれる）であるという入手困難資料の性質上、送信に伴う権利者への影響が軽微であると評価できること、(ii) 国立国会図書館が非営利目的で行う公益性の高い行為であること、(iii) 送信先が図書館等に限定されていることなどを考慮したものだと考えられる。

その上で、送信の実施方法等に関しては、上記のとおり、関係者間の協議による合意事項として送信対象資料の範囲や除外手続等が定められており、将来の電子出版市場（潜在的市場）や権利者の利益等に悪影響を与えない形での厳格な運用が担保されている。

② 補償金の要否を考える際の視点

(i) 送信先の拡大が権利者に与える影響

- ・ 送信先（閲覧場所）が図書館等から各家庭等に広がることに伴う補償の必要性をどのように考えるか。
- ・ 上記①(i)(ii)及び現行の厳格な運用（潜在的市場への配慮を含む。）を前提に、既に図書館等において誰もが容易に閲覧できるような形で送信されている資料について、各家庭等からの閲覧を可能とすること（上記①(iii)が変更されること）をもって、新たに補償金を課すだけの不利益を権利者に与えるものと評価されるか。

(※) 第2回WTでヒアリングを行った権利者団体の中には、送信先の拡大をもって補償金を課すことが必要又は望ましいとの意見を有している団体もある。他方、現行の厳格な運用を維持しつつ送信先が拡大するだけであれば、補償金は必ずしも必要ではないと考えている団体も多い。

(ii) 国民の情報アクセスへの影響

- ・ 入手困難資料の性質上、国立国会図書館による送信サービスが国民にとってほぼ唯一の情報アクセス手段となるところ、新たに補償金を課すことが、入手困難資料に対する国民の情報アクセスにどのような影響を与えるか。
- ・ 特に、物理的に図書館等に足を運べる者（無償で閲覧可能）と、そうでない者（病気や障害等の事情を有する者を含む。）とのイコールフッティングなどの観点から問題はないか。
- ・ 図書館サービスの無償原則の理念との関係で、入手困難資料の閲覧自体への対価を徴収することについて、どのように考えるか。

(iii) サービスの利便性を高める観点からの補償金の積極的活用の可能性

- ・ 送信対象資料の拡大や、送信形態の利便性向上（例えば、データのダウンロードまで可能とすることなど）のために、補償金を積極的に活用することについてどのように考えるか。

(※) 第2回WTでヒアリングを行った権利者団体の中には、一定の条件（現行の運用で無償となっている部分も含めて補償金の対象とすること、補償金は商業出版における通常の使用料ベースを基準とすること、著作者等の意思に基づくオプトアウトが認められること、ダウンロードまでは認めないこと）を前提に送信対象資料の拡大に前向きな意見を有している団体もある。他方、仮に補償金制度が導入されるとしても、送信対象資料を現行の運用より拡大することやデータのダウンロードまで可能とすることには反対又は慎重な意見を有している団体も多い。

(iv) 適切な徴収・分配等のためのシステムの実現可能性

- ・ 国立国会図書館が個人に対して課金する仕組みを採用することは、現行のシステムでは不可能であり、人手による対応も事務負担が過重となり困難であるなど、多くの課題があるところ、現実に運用可能なシステムを構築できる見通しはあるか。
- ・ 補償金制度においては、権利者への対価還元を的確に行うことのできる徴収・分配の仕組みが求められる。入手困難資料に係る権利者は所在不明等の場合も多いと考えられるところ、仮に補償金を課すこととした場合に、適切な分配が担保できる見通しはあるか。

③ 考えられる選択肢

- (ア) 現行の厳格な運用を尊重しつつ、送信先を各家庭等に拡大し、補償金制度は導入しない。
- (イ) 現行の厳格な運用を尊重しつつ、送信先を各家庭等に拡大し、併せて補償金制度を導入する。
- (ウ) 送信対象資料の拡大などによりサービスの利便性を高めつつ、送信先を各家庭等に拡大し、併せて補償金制度を導入する。
- (エ) 当面の情報アクセスを確保する観点から、まずは(ア)の対応を早急に進めつつ、引き続き(ウ)の可能性について議論を継続する。

(3) 送信の形態

送信の形態については、国民の情報アクセス確保の観点から、特定の属性を有する者(例えば、研究者)のみが閲覧できるといった現行の図書館等における閲覧と取扱いを異にした仕組みは望ましくない一方で、権利者の利益保護の観点から、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行う仕組みを設ける必要があるのではないか。その場合、ID・パスワードなどの取得・登録時に、利用者に利用規約等への同意を求め、不正な利用を防止することなどが必要ではないか。

その際、利用者のニーズを踏まえた利便性確保の観点から、ストリーミング(画面上での閲覧)だけで十分と言えるか。少なくとも、紙媒体でのプリントアウトについては、データの不正拡散等の懸念も少ないため、プリントアウトが可能な形での送信を認めることはできないか。その際、データのダウンロードを認めることについては、不正拡散等に対する権利者側の懸念(入手困難資料でなくなり、国立国会図書館から送信されなくなった後もデータが残り、幅広く利用が継続されることを含む)が極めて強いことを踏まえ、どのような取扱いをすべきか。

(※) 仮に入手困難資料の全部のプリントアウトを可能とする場合、現行法第31条第3項後段に基づく送信先の図書館等におけるコピーサービスについても、全部の複製を可能とすべきか。

(※) 現行の国立国会図書館のシステムでは、プリントアウトを行う際には、PDFファイルが生成され、ユーザー側の端末にそのデータが保存されることとなる。

いずれにしても、具体的な送信の形態等については、システム上の実行可能性等も踏まえながら対応を進める必要があるとともに、技術の進展等に柔軟に対応する観点から、法律ではなく、政省令やガイドラインなどで具体的な取扱いを定めるのが望ましいのではないか。

(4) 受信者側での複製の取扱い

上記(3)において何らかの複製が可能な形態での送信を行うこととする場合、送信された入手困難資料を、受信者が自身の手元で複製するという行為が伴うこととなる。

この点、それが私的使用目的の複製(法第30条第1項)や授業の過程における複製(法第35条第1項)など現行権利制限規定で認められている行為に該当しない場合(例:業務目的での複製)であったとしても、自ら閲覧するために複製する限りにおいては、権利者の利益を不当に害することは想定されないため、その限りにおいて受信者側での複製も権利制限の対象に含めることとすべきか。

(5) 国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限

現行規定上、国立国会図書館からの送信を受信して行う公の伝達(不特定又は特定多数の者に対するパソコンやディスプレイでの表示など)については、明示的な規定は置かれていないが、法第31条第3項において送信の目的が「図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合」と定められていることから、その範囲では当然に公の伝達も可能であると解されている。

この点、今回、送信先が図書館等に限らず大幅に拡大することに伴い、①公の伝達に関するニーズも高まることが想定されるとともに、②現行の「…において公衆に提示することを目的とする場合」というのとは異なる規定ぶりとなることも想定されること、別途、明示的に公の伝達権を制限する規定を設けることとすべきか。

その際、図書館等以外の場(例:公民館)における公の伝達も幅広く認めるべきか。他方、非営利・無料で行うことなど一定の要件を課すべきか。

(6) 大学図書館・公共図書館等が保有する入手困難資料の取扱い

国立国会図書館が保有していない貴重な資料(入手困難資料)を、大学図書館・公共図書館等が保有している場合も想定されること、こうした資料についても国民の情報アクセスを確保する観点から、(ア)大学図書館・公共図書館等においてデジタル化した上で、(イ)大学図書館・公共図書館等から国立国会図書館に提供し、(ウ)国立国会図書館において専用サーバーにデータを蓄積するとともに、(エ)国立国会図書館から全国の図書館等や各家庭等に向けた送信を行うこと(いわば、国立国会図書館をハブとして資料の全国的な共有を図ること)が望ましいと考えられる。

この点、基本的には、既に平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書⁵において整理されているように、(ア)については法第31条第1項第2号、(イ)については法第31条第1項第3号、(ウ)については法第31条第2項、(エ)については法第31条第3項（及び今回の見直し）により、それぞれ可能であると考えられる。

このうち(イ)に関して、法第31条第1項第3号では「他の図書館等の求めに応じ…」と規定されているが、国立国会図書館は網羅的な資料収集の役割を担っていることから、個別に国立国会図書館が資料を特定した上で他の図書館等に提供を要請するという行為を行わずとも、「他の図書館等の求めに応じ」の要件を満たすものと評価できるか。

また、同号では「…の複製物を提供する場合」と規定されており、複製権の制限のみが行われているところ、大学図書館・公共図書館等から国立国会図書館に対してメールで提供することも可能であると評価できるか。なお、大学図書館・公共図書館等から国立国会図書館の管理する専用サーバーに直接データを蓄積することは「…複製物を提供」とは評価できない可能性があるため、このようなニーズの有無も踏まえながら、規定の文言の取扱いについて検討を行う必要があるのではないか。

⁵平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書において、①国立国会図書館以外の図書館等において絶版等資料のデジタル化を行うこと（第31条第1項第2号）、②それを国立国会図書館の求めに応じて提供すること（同項第3号）、③提供された絶版等資料を国立国会図書館が専用サーバーに複製（同条第2項）し、他の図書館等に送信すること（同条第3項）が可能と整理されている。

参照条文

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育

施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- 二 司書等に相当する職員が置かれていること。
- 三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
 - 二 図書館法第二条第一項の図書館
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）（抄）

第二章 司書に相当する職員

(司書に相当する職員)

第一条の三 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

- 一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第二項の司書となる資格を有する者
- 二 図書館法第四条第三項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後四年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 三 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 四 大学又は高等専門学校を卒業した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 五 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(著作権に関する講習)

第二条 前条第四号及び第五号の著作権に関する講習に関し、講習の期間、履習すべき科目その他講習を実施するため必要な事項は、文化庁長官が定める。

2 受講者の人数、選定の方法及び講習の日時その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
- 二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項
- 三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

○文化庁告示第三十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項第六号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項の図書館資料の複製が認められる施設として、次に掲げるものを平成二十七年六月二十二日付けで指定したので、同令第一条の三第二項に基づき告示する。

平成二十七年七月一日 文化庁長官 青柳 正規

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設で、著作権法施行令第一条の三第一項第六号に規定する一般社団法人等が設置するもの

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

○国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
 - 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。
 - 三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。
 - 四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。
- ② 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。
 - ③ 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。
 - ④ 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。
 - ⑤ 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二及び第十一章の三の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。
- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局
 - 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
 - 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
 - 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
 - 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
- ③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

- 第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- ② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。
- ③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

- ② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚

によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。
- ③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するように求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

- ② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。
- 一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合
 - 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合
 - 三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合
 - 四 その他館長が特別の事由があると認めた場合
- ③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。